

デジタルアーカイブ戦略懇談会
(第1回)

日時：令和6年3月1日(金) 10時00分～11時18分

場所：オンライン

- 議事：(1) これまでのデジタルアーカイブジャパンの取組と今後のデジタルアーカイブ推進の進め方について
(2) デジタルアーカイブ戦略懇談会及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会の開催について
(3) その他

一、開会

○事務局(白鳥参事官) 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴をされる方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮いただきますようお願いいたします。

デジタルアーカイブ戦略懇談会の議長は、内閣府知的財産戦略推進事務局の奈須野局長が務めます。

それでは、ここからの議事進行をお願いいたします。

○奈須野局長 それでは、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」を始めます。

皆様には御多用のところ、御参加いただきありがとうございます。

今日は初回の会議ですので、取りまとめ役議長として一言申し上げたいと思います。デジタルアーカイブ政策推進は、知的資産の交流・融合を通じた新たな価値創造を目指す我が国の知財戦略において重要課題の一つに位置づけられているものです。知財推進計画2023においても、デジタル時代のコンテンツ戦略の一つとしてデジタルアーカイブ社会の実現を掲げています。2020年に始まったジャパンサーチを核として、各分野のアーカイブ機関と関係省庁が連携してこれを推進しています。現在はジャパンサーチ戦略方針に基づいた2025年までの活動計画に沿って活動をしているところですが、デジタルアーカイブ社会の実現に向けて今後も取組を充実させていく上では、様々なコンテンツとの連携や地域のアーカイブ機関との連携強化などが課題と考えています。

今回の新たな推進体制では、関係省庁、有識者、アーカイブ機関の関係者のほか、民間事業者の関係の方にも加わっていただいて、2026年度以降の戦略方針を策定するなど、取組の充実を図っていきたいと考えています。皆さん、よろしく申し上げます。

議事ですが、今日は構成員全員に御参加いただいております。

初めに、本日の会議資料の確認をお願いします。

○事務局（白鳥参事官） それでは、議事次第を御覧いただければと思いますけれども、配付資料の一覧をそちらに記載させていただきます。資料は1－1が「デジタルアーカイブ戦略懇談会及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会の開催について」という資料、1－2が構成員の名簿、資料2がこれまでのデジタルアーカイブ推進の取組と今後の進め方についての案、資料3がデジタルアーカイブ推進についての理念と活動方針の案でございます。

また、参考資料として、知的財産推進計画2023に関する資料2つをおつけしております。

よろしく願いいたします。

一、議事

（1）これまでのデジタルアーカイブジャパンの取組と今後のデジタルアーカイブ推進の進め方について

○奈須野局長 それでは、議事に入ります。

本日は、議事（1）と（2）をまとめて取り上げます。そのうち（1）は、本懇談会及び検討会の開催についての事務局からの報告であり、皆さんには（2）について御議論をいただきたいと考えています。

そこで初めに、資料1－1から資料3について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（白鳥参事官） それでは、画面を投影させていただきます。資料1－1から御覧いただきます。

資料1－1につきましては、この戦略懇談会及び検討会の開催についてというものでございます。趣旨はこちらに記載のとおりでございます。デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会的実現を目指し、ジャパンサーチを基軸としつつ、各アーカイブ機関等におけるデジタルアーカイブの拡充・利活用のより一層の促進及びアーカイブ化された多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化の推進を目的とした情報共有・意見交換を行うため、デジタルアーカイブ戦略懇談会を開催するというものでございます。

また、これらに係る具体の課題を検討するためにデジタルアーカイブ推進に関する検討会を開催するというものであります。

構成につきましては、御覧いただいているとおりでありまして、任期は3年にて進めさせていただくこととしております。構成員の実際の名簿については資料1－2を御覧いただきたいと思っております。本日お集まりの構成員の皆様方のほか、検討会についても併せてこちらの資料において、記載をしているところでございます。

以上、御報告でございます。これが議事（1）に関わるものになります。

(2) デジタルアーカイブ戦略懇談会及びデジタルアーカイブ推進に関する検討会の開催について

○事務局（白鳥参事官） 続きまして、議事（2）に関わる内容につきまして、資料に基づき御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただきます。デジタルアーカイブ推進のこれまでの取組と今後の進め方についての案ということでございます。

次のスライドを御覧いただきますと、これまでの取組ということで、デジタルアーカイブジャパンの推進についてということで、フェーズ0、1、2ということで進めてまいりました。フェーズ1におきまして、赤字になっておりますけれども、ジャパンサーチを正式に公開し、現在はフェーズ2にあります。2021年にジャパンサーチの戦略方針2021-2025を公表し、その後もアクションプランの公表などにより、具体化して進めてきているところでございます。

そこで、その次のスライド、2ページになりますけれども、ジャパンサーチ戦略方針の目指すものについて、御紹介をしております。ミッションとしては「デジタルアーカイブを日常にする」ということで、左下でございます3つの価値を設定して、それを最大化するための具体的なアクションということで、「支える」「伝える」「広げる」「挑む」という4つのアクションと共に16の目標を掲げているところであります。

その中でも具体的にこれを進めていく上での課題としまして、右端にありますけれども、デジタルコンテンツの拡充、オープン化の促進、つなぎ役の役割推進、広げ役の役割推進、そして人材育成・意識啓発といったところがあり、これらについて今、取り組んでいるところでございます。

次のスライド、3ページでございますけれども、特にこのデジタルアーカイブを取り巻く環境変化ということに関わるものです。コロナ禍の影響ということで、このデジタルアーカイブの役割というものについて再認識をする機会にもなっているという点も併せつつ、その下ですけれども、デジタル技術の進展、DX化の加速なども含めつつ、情報資産としての価値の向上といった状況も見られます。そのような中で、デジタルアーカイブ推進につきましては、従来のデジタルアーカイブの拡充等を「継続性」と言わせていただいております。さらに、著作権法の改正が昨年行われ、新たな裁定制度が導入されるという新たな動きもございます。このような動きなども見据えた利活用の促進といったこと、こちらを「発展性」と言わせていただきまして、これらに関係府省庁、そしてアーカイブ関係等々の機関などが連携・協力しながら推進をしていくといった方向性について、こちらに記させていただいているところです。これらも踏まえつつ、今回、新たに開催いたします本懇談会の下でどのような方向性を目指すかということについて、次の4ページにおいて、理念と活動方針の考え方の案をお示しさせていただいております。

上にありますのが理念ということで、先ほど御紹介した現在の戦略において示しており

まず3つの価値を最大化して、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会の実現を目指すということを位置づけております。

その上で、活動方針といたしまして、先ほど御紹介いたしました継続性、そして発展性に関わるものをそれぞれ(1)と(2)におきまして記載してございます。(1)が継続性に関わるもので、先ほど課題等としてお示したような取組をより一層促進していくということに関わる内容になります。(2)につきましては発展性ということで、多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化の推進ということで、先ほど御紹介した改正著作権法の施行を見据えた取組であったり、また、商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化といった観点であったり、また、デジタルアーカイブについて、新たな価値への対応といった観点を記させていただいております。

引き続きまして、5ページを御覧いただきますと、ジャパンサーチ連携を中心とした当面の推進対象範囲ということで、表をお示ししております。四角囲いが2つございますが、上にあるのが従来からの取扱対象ということで、文化財、美術等々を記載させていただいております。また、新たに検討が考えられる対象ということで、方言、そして即時オープンアクセスが実現する学術論文、商用コンテンツなどを例として記載させていただいております。

また、次の6ページは御参考として、Europeanaにおける取組のテーマなどをおつけしております。

続きまして、7ページと8ページでございますけれども、これは具体的な各アーカイブ機関におけるいろいろな現在の収蔵の資料集やそれに対応するメタデータの整備状況、そしてコンテンツのデジタル化の状況、そしてさらには8ページがそれらに関わる公開の状況について、現在の状況をまとめているところではありますが、数字につきましては恐縮ですけれどもまだ確認を要するところもありますので、未確定とさせていただいております。これらは、概略このような状況になっているところを御参考資料としておつけしているところになります。

9ページは、ポータルサイトとして、上段にありますとおり、文化遺産オンラインから始まって、先ほど御紹介したジャパンサーチといったものがございますけれども、そちらに関わるメタデータ等の状況についての資料です。また、その下にありますのは、目録のデータベースに関するものについての状況になります。

10ページにつきましては、そのうちジャパンサーチに関わりまして、それぞれの分野に対応しているデータベースの状況、そしてメタデータの件数等々の全体になります。現在、メタデータにつきましては約2940万件という状況となっております。

11ページが、ジャパンサーチにおきます各分野別のつなぎ役機関の状況になります。下にはその他ということで、地域で見た場合の状況、そして大学、統計という観点や、その他の現在の状況について、お示しをしております。青字の機関につきましては複数の分野にまたがっているものであります。

12ページを御覧ください。冒頭にて、本戦略懇談会と検討会の2つの会議体を開催するという御説明いたしましたけれども、戦略懇談会につきましては、全体の大きな方針・方向性について検討し、承認をしていくといったことを大きな役割として想定してございます。その中にはビジョンの検討というところもありますし、また、中長期の達成目標・数値目標の検討・承認、そしてさらには各取組の進捗管理などを記載させていただいております。

また、検討会のほうですけれども、ビジョン等について、最終的にこの戦略懇談会で検討・承認していくに当たりまして、その案を作成していくといったことであったり、ジャパンサーチの運営、また、個別の課題についての検討などを行っていただきたいと考えております。

一番下に、これまでも取り組んでおりましたデジタルアーカイブフェス、そしてデジタルアーカイブジャパン・アワードといったものも引き続き、新たな推進体制の下で継続して実施していくということの記載もしております。

それから、13ページと14ページにつきましては、これから目標を定めていく必要があるのではないかと問題意識に立ちまして、13ページの一番上でございますけれども、こうした計画を進めるために中長期の目標を立てて、関係者が協力して取り組むということでどうか。そして、その目標設定におきましては、義務化ということではなくて、アーカイブ機関関係者の活動支援を目的として策定するものとして、そういった意味でチャレンジ的な目標として設定してはどうか。そして、定期的な進捗管理を行って、目標達成の障害・課題というのも出てくると考えられるところ、そのようなことの解決策も検討しながら、アジャイルに不断の見直しを行っていくということかどうかということで、イメージをこちらのほうでは記載をしております。

ということで、14ページに「論点」と書かせていただいておりますけれども、関係機関等の進捗状況を評価・管理するための指標につきまして、どのように設定することが適切かという問題提起をさせていただいております。

また、15ページを御覧いただきますと、継続性・発展性といったそれぞれの大きな課題に関わりまして、個別の課題はどのようなものがありそうかといったところを列挙したものでございます。

それから、16ページを御覧いただきますと、開催のスケジュール、検討スケジュールということでございます。案として御提示しておりますけれども、本年度2023年度の第4四半期のところに青い網掛けで「懇談会」としておりますのが本日のこの会議になります。こちらにおきまして、本日はこのデジタルアーカイブ推進の進め方について御確認をいただきつつ、理念と活動方針、そして各会議体の役割についても御確認をいただき、方針・方向性を決めていただきたいと思っております。

その上で、方向性について、その中で特に達成目標をつくっていかうということでありましたら、検討会において、その具体的な案をつくり、その上でそれを懇談会で承認して

いくというのが最初のステージになります。それから、2025年度の第1四半期のところにも「懇談会」とあります。そちらにおきまして、2026年度以降の新戦略方針の策定などを進めていくというスケジュール感で、記載させていただいているところです。

最後に、17ページ以降は、本日構成員として御参画いただいております関係府省庁、そして関係の機関におけるデジタルアーカイブに関する取組状況ということで、予算事業を中心に記載しているところになります。

なお、資料3としましては、先ほど御紹介いたしました、デジタルアーカイブ推進についての理念と活動方針の案です。先ほどのスライドにありましたものをこちらの資料3として抜き出しているものになります。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○奈須野局長 ありがとうございます。

それでは、議論を始めたいと思います。今日は資料2で示しています本懇談会としての理念及び活動方針、そして今後の目標の定め方などについて御意見をお願いしたいと思います。今日は第1回ですので、最終的には御出席の皆様方全員からお言葉というか、決意というか、コメントをいただきたいと思っておりますが、まずは今の段階でまず私からという方がいらっしゃいましたら、挙手ボタンを押していただくなどしていただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

山崎先生、ありがとうございます。お願いします。

○山崎構成員 初めまして、山崎と申します。私は知的資源イニシアティブというところでデジタルアーカイブの推進などを仕事としております。30年ほどそれについて取り組んでまいりました。

ちょっと質問もかねた意見があって、手を挙げました。よろしいでしょうか。

○奈須野局長 どうぞ。

○山崎構成員 資料2の取組の中で、中長期達成目標というところがあるかと思えます。この表ですけれども、この項目についてはここで決めるということによろしいのでしょうか。それとも数値は検討会ということで書かれていますので、それは承知しましたけれども、左側の部分の「TO DO」の項目の粒度はここで決定ということによろしいですか。それとも検討会のほうということですか。それをまずお聞きしたいかなと思いました。

○事務局（白鳥参事官） それでは、事務局から回答させていただきます。

案としてお示ししておりますとおり、直接的にはその下部組織の検討会で具体的な検討を進めていただきたいと考えております。こちらにありますのは、イメージとして記載をさせていただいておりますけれども、ただ、検討会における検討の具体化に当たりまして、さらにこういった視点が必要ではないかなど、今ここに書いていないものも含めて、あるいは書いてある項目の分類の仕方といったことも含めて、大きな方向性について本懇談会で御意見をいただければ、それを、検討会における具体的な検討に生かしていけるかと思

っておりますので、そのような視点から御意見をいただけますと幸いに存じます。

○山崎構成員 承知しました。

そうすると、例として表を挙げたということによろしいですね。

○奈須野局長 そうです。

○山崎構成員 このままでは数値目標を立てにくいなと感じましたので、御質問させていただいたところでした。ありがとうございました。

○奈須野局長 ありがとうございます。

このほかには何かございますか、皆様方。ないですかね。

それでは、今日は先ほど申し上げたとおり1回目でございますので、自己紹介も兼ねつつ、今後の方向性や進め方について御意見をいただきたいと思っております。希望としましては、お一人3分ぐらいでお話をいただければと思っています。その順序なのですけれども、心づもりのためにあらかじめ申し上げておくと、先ほどの構成員の有識者の肩書きではなくて名前でご覧になっている方から順次お伺いしたいと思っています。

それでは、高野先生からまずお願いできますでしょうか。

○高野構成員 高野です。どうぞよろしくお願いいたします。半分ぐらいかなと思っていたのでちょっと油断していました。

これまでの経緯というスライドにあったように、多分これにつながる活動のフェーズ1は2015年ぐらいにスタートしたのだと思います。実はその前に文化庁でいろいろな文化財的データベースはどうやって連携していったらいいのかとか、文化庁もいろいろな分野を手がけているので、それでそういう会議も1年ぐらい設けていたのですけれども、そのあたりから火がついて、やはりこれは重要だということで内閣府に拾っていただいて、このようになってきたのかなと承知しています。

私は文化庁の時代から関わっていたので、大分長くなってしまって、事務局の方にはもうそろそろ僕はいいのではないかという話もしていたのですけれども、最後の締めくくり的な意味で、一番大事なルーチンにちゃんと乗せていくという意味であと2~3年頑張ってくださいということをおっしゃったので、お引き受けしたという形です。

この一連の議論で僕自身が議長をしながら心がけていたことは、分野によって大分事情が違うわけですね。博物館、美術館、大学のそれぞれの歴史ももちろん違いますし、持っているものの性質も違うので、一律にこれをいついつまでにやりましょうというふうに通目的みたいなものを掲げるのがすごく難しい。逆にそういう掲げやすいものだけにすると、本当にやるべきことというのが漏れてしまう。数えやすいもの中心の評価の形になってしまうので、それだったらむしろ数値目標を立てないほうがいいぐらいだということで、個々の分野の事情をくんだような目標設定で、基本は各組織が自己設定したことが自分を高めていくのに直結すると実感できるような目標をそれぞれ立てていただいて、それを達成するのに難しいことがあったら、自分たちだけでは何ともできないような問題があれば、こういう会議で社会全体としてそれを補っていくというのがこういう会議体の一番生産的

な在り方かなとちょっと思っていて、数値目標を内閣府としてはどうしても立てたくなるだろうし、実際の表の書類に残るのはそういうものになるとは思いますが、会議に参加されている方々の心に残るのはむしろ数値ではない部分というか、数では測れないような部分というのが、ここではすごく応援してもらったという感じになる会議を目指して運営できたらと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○奈須野局長 ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりで、アーカイブ機関はそれぞれ千差万別でございますので、全国一律の何とかというふうにはならないのだろうと思います。

一方で、目標をそれぞれ立てていただくことで全体のレベルアップができるという側面もありますので、そういう方向で活用できたらと期待しています。

○高野構成員 よろしくお願ひします。

○奈須野局長 では、次に渡邊先生、お願ひします。

○渡邊構成員 すみません、11時から声が出せなくなるので話がチャットのみになってしまうので、先に回していただきました。東京大学の渡邊です。

僕自身は高野先生と同じぐらいのタイミングからこの取組に参加しているのですが、日常を乗せるというコンセプトについて主張したりということを繰り返してきて、だんだん身の周りに染み込んできている感覚はあるなと思っています。

自分自身は、最近ですと、例えば能登半島地震のときに、発災直後にデータをまとめたマップを公開したりという活動になってきていて、何となく過去の資料だと思っていたデジタルアーカイブの対象がほぼリアルタイムになってきているという感覚があるんですね。一般の方々の認識も恐らく、もちろん過去の大切なデータを参照するというのも大事だという認識も染み渡っているのですが、同時にいち早く最新のオーセンティックなデータを入手したいという感覚も、これだけ生成AIが普及してくると強まってくるように思うんですね。ジャパンサーチが持っている強みというのは、実は人由来のオーセンティックなデータがきちんと網羅されているというところだったりと思うので、その強みを今後出していければ、AIが創り出す様々な魅力的だけれども偽のデータに対抗し得るような社会がつかれるのではないかなと思います。

このコンセプトはもしかしたら今後織り込んでいってもいいのではないかなと思います。フェイクが入る余地がないオーセンティックなデータをきちんと提供するという、しかもそれが過去のデータだけではなくて、なるべく早いタイミングでそうしたデータを人々に届けられるということだと思います。

もう一つは、最近、僕自身はいろいろな省庁のデジタルアーカイブについての有識者会議などに呼ばれることが多いのですが、意外と皆さんジャパンサーチを知らないんですね。市民レベルでは日常化しつつあることかもしれないのですが、実は各省庁の御担当者が知らなかったりということを目にする機会が多いですね。なので、せっかく内閣府

が東ねてやっていますから、国を運営している方々にジャパンサーチとデジタルアーカイブという認識をどんどん広報していったほうがいいのではないかなという思いも最近抱いているところではあります。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○奈須野局長 どうもありがとうございます。

去年、一昨年あたりから生成AIというものができていて、それとこのデジタルアーカイブをどう連携させていくか、つなげていくか、活用していくかということは大きな論点になってきていると思います。どうしてもこれまでは著作権が切れたものから、やりやすいところからやっついこうみたいなどころがあるのですけれども、おっしゃられるように、今、生成AIができてきて、即時性であるとか、オーセンティックなデータが求められているという新たなニーズに対してこのデジタルアーカイブがどう応えていくかというのは重要な課題ではないかなと思います。ありがとうございます。

次に、杉本先生、お願いできますでしょうか。

○杉本構成員 杉本です。

私自身も先ほど山崎さんが30年ほどとおっしゃっていましたが、それと同じで90年代のインターネットの爆発の当時からいわゆるデジタルライブラリーやメタデータという領域でやってきております。そういう意味では、この30年で随分変わったなということを感じております。最近の活動としましてはどうか、その30年の間にいろいろなことをやってきているのですけれども、例えば電子公文書の管理の話や保存の話、あるいは最近といってもこの10年ぐらになりますけれども、メディア芸術関係のアーカイブのためのメタデータといったところのお仲間に入れていただいております。

それで、この資料を拝見していろいろなこと感じたのですけれども、やはりいろいろなことが変わってきているなということと、ただ、変わっていないのは、いわゆるデジタルコンテンツの長期保存についてのインフラというのはまだなかなかできていないなという感じはしております。インフラというのも公文書や書籍関係で比較的標準化が進んでいるところもありますし、メディアアートのように本当にバリエーションが多いところもありますので、それを一概に論じることはできないかとは思いますが、それでもアーカイブですので、長期という観点は常に忘れてはいけないと思います。10年というのはアーカイブからするとそんなに長い時間ではありません。だけれども、技術的には10年という随分変わってしまうと思うのですね。ですから、その辺りの議論というのは必要かなと思っております。

あと、ポーンデジタルという言葉もありましたので、それについて思うことがありまして、実は90年代にポーンデジタルという言葉は言っていたのですけれども、その頃のポーンデジタルの概念と今のポーンデジタルの概念というのは随分変わっているのではないかと思うのです。

例えば文化財をデジタル化するというときに、かつてだったら写真を撮って終わってい

たものが、今だと3Dのセンサーを使って、動きなども含めてデジタルデータとしてもって、それをバーチャルリアリティーで表現する、あるいは場合によると3Dプリンターなどを使って物体化するといったことが行われるようになってきていると思います。ですから、そこでの捉え方というのは変わっていかないといけないのかなと思います。

加えて、AIの話がちょっと出てきましたけれども、例えば手書きの古文書のデジタル化というときに、手書き文字の認識、例えば草書で書かれたものというのは非常に機械的にテキスト化することが難しいので、これまでは専門家によって翻刻してきたわけですが、それも技術的に行えるようになってきているとすると、アーカイブされているコンテンツの捉え方というものこれからどんどん変わっていくであろうと思います。

そういう意味では、AI技術の進み具合によって、例えばメタデータをつくるのは今まで多くの場合は人手でやってきたのですが、意味的なことを含めてメタデータづくりは機械的にシステムによってつくってしまうということが可能になっていく可能性があると思います。そうした中で、長期の視点を入れながらデジタルアーカイブのことを考えていくというのは非常にチャレンジングだし、非常にわくわくするところがありますので、これからここでの議論をいろいろ一緒にやらせていただけるのはとてもいい機会を与えていただいたと感謝しております。

以上です。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次に、生貝先生、お願いできますでしょうか。

○生貝構成員 生貝でございます。どうもありがとうございます。

僕のほうは御紹介があった2015年の会議からこちらの知財のデジタルアーカイブの議論には参加させていただいているところでございます。

そういう観点から3つぐらい簡単にコメントなのですが、まず私自身の本業としては、最近ですとデータ活用やAI規制、プラットフォーム規制などのいわゆるビジネス寄りのデジタル法政策の領域を本業にしている、それと並行してずっとこのデジタルアーカイブの取組にも関わってきたというところがありました。

そして、それこそ2015年、あるいは本当に比較的数年前まで、僕はよくデジタル政策とデジタルアーカイブ政策の間にはすごく大きな距離があるという表現をしていたのですが、要するに僕が本業の世界でなかなか同僚の研究者などと話しても、デジタルアーカイブ政策というものの意味内容がなかなか伝わらない時期というのが続いていたなという実感があったのですが、ただ、ここ数年、その2つの距離が急速に近づいてきているし、これからはもっとそうなるべきなのだと思います。デジタルアーカイブ政策はアーカイブ政策でもあるし、デジタル政策でもある。そして、そのことというのは例えばこういった目標、あるいは理念を設定するに際しても我が国のデジタル関連政策全体の中での位置づけというものをどのように明確化していくのか、恐らくそれはこういったことを考えるに当たってもデジタル社会形成基本法のような基本文書を参照したり、ある

いはそういったものの中での位置づけというものを考えていくといったところもあるでしょうし、あるいは先ほどまさに渡邊先生からオーセンティックな情報の提供ということがございましたけれども、あれは非常に重要だと思っていて、最近のデジタル政策の最も重要な 이슈の中にもいわゆるディスインフォメーション、フェイクニュース対策と呼ばれるようなものがある。ああいったことというのは、それがファクトチェック、あるいは人々が信頼できる情報をインターネット上でアクセシブルな形で入手するといったことというのはまさにデジタルアーカイブの役割というところにはほかならないわけでありまして。

そういったことに限らず、まさにこのデジタルアーカイブというのがデジタル政策全体としっかりつながっていくしかるべき位置づけを見いだしていくことというのを今回のフェーズの中で意識できるとよいのかと思うのが、まずは簡単な1点目でございます。

それから2点目といたしまして、これは13ページでお示しいただいた目標値の設定というところにも関わるのですけれども、我が国は既に美術館、博物館、図書館、文書館といったところが持っている、言ってみれば機関がちゃんとあるようなところについてはかなりデジタルアーカイブが進んできたのだと思いますが、しかし、漫画、アニメ、ゲームと称されるような我が国のいわゆる文化的蓄積の国際的に非常に特色のある部分というのは本当にまだこれからなのだと思います。そのことをどのように強化していくか。

そうしたときに、今回の設定目標というところだと、これはアーカイブ機関の設定目標になっているイコールアーカイブ機関があることが基本的な前提にはなっていると思う。しかし、せっかくこういった政策としての枠組みで目標を決めるからには、例えばアーカイブ機関がちゃんとないような領域といったものでもこれくらいのデジタル化というものを進めて、場合によっては機関を新しく創れるかどうかといったところはありますけれども、そうした必ずしも既存の機関にとどまらないようなところの目標設定というものをどう考えていくかというのも重要なのではないか。

途中でEuropeanaのカバー分野との比較というのも出していただきましたけれども、こういったものを参照しながら、我が国として本当にアーカイブを進めていかないといけない分野というのは果たして何なのかということを経験の機関だけに縛られずに考えていく価値があるのではないのかというのが2点目です。

最後の3点目といたしまして、つなぎ役の機能のさらなる発展とその支援というものが大変重要なのだと思っています。さっきフェーズに分けて御説明いただきましたけれども、やはりEuropeanaを参照しながらつくってきたこのジャパンサーチの部分というのは本当にいろいろなアーカイブをつなぐポータルの部分であって、Europeanaでは本体というのは分野や地域ごとに存在するアグリゲーター、これは日本語ではつなぎ役と言われていますが、それらを薄くつないでいるのがジャパンサーチというポータルだという説明をずっと国有の場でもしてきまして、多分フェーズ2はこの本体の部分というのをどのように強化していけるか、アグリゲーターの部分をどう強化していけるかというのがすごく重要なのだろうなと思います。

そういったときに、これは地域対応の取組というものをしっかり強化していくことは自治体との連携等も必要になるでしょうし、それに加えて、さっき新分野と言いましたけれども、Europeanaですと例えばファッションなどもそうですし、テレビ番組などもそうですけれども、Europeanaがある種ファンドを組成して、それをこの分野のアグリゲーターをしっかりと強化しなければならないということでプロジェクトとしてちゃんとつくって、デジタル化の支援までやってEuropeanaにつなげるということをやっている。そうしたつなぐだけではない推進支援拠点としてのアグリゲーターというものをどう考えていくかが次のフェーズですごく重要なのかなと思っています。

ちょっと長くなりましたすみません。以上3点です。

○奈須野局長 どうもありがとうございます。

御指摘のとおり、これまでデジタル政策とこのデジタルアーカイブは十分につながっていないところがあって、それはこの仕組みがデジタルアーカイブ機関があるということを前提にしていたというところがあり、そのつながりが乏しかったというところがあると思います。その解決の方向性として、今、アグリゲーターの機能をしっかりしていくという御指摘をいただきましたので、こういったことも含めながら、新たな方向性を見いだしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

次は緒方先生、お願いします。

○緒方構成員 緒方でございます。

まず、所属などといったところからお話をさせていただきたいと思います。私はこの立場ではデジタルアーカイブ推進コンソーシアムの事務局長、そして寺田倉庫のアーカイブ事業の責任者として出席をさせていただいております。デジタルアーカイブ推進コンソーシアムは略称「DAPCON」と申しまして、2017年、ここに多くの理事の方が出席されておりますけれども、私も理事をさせていただいているデジタルアーカイブ学会と同時期に設立をされた、一応デジタルアーカイブを冠する多分唯一の民間組織ではないかと申し上げます。

それはいわゆるデジタルアーカイブ、アーカイブ関係の事業というのはなかなか事業として成り立ちづらいということがあるからこそ、この唯一の立場というのが現在も進行しているのではないかと逆説的に捉えているわけですけれども、一方で、私の寺田倉庫の中では多くの映像・音楽コンテンツの物理的なテープフィルム類の保管からデジタルライズ、そしてデジタルアーカイブを事業としてさせていただいております。そういう意味では、多くのコンテンツホルダーの皆様からアーカイブの委託を受けてビジネスをしている立場という側面と、DAPCONという側面からこの会議に今回から参加をさせていただいております。

私の中ではデジタルアーカイブのエコシステムを構築し、回して行って、アーカイブされているコンテンツ自身が次世代に残していくための経済的な価値を享受できるようにするというのがここ10年近くの自分のテーマになっておりますので、立場的にはそういう

民間の事業体の中から出ている数少ないメンバーかと思うので、そういったものを今後、この会議体でも発信できたらいいなと思っております。

デジタルアーカイブには、多くの方がおっしゃっているAI向けには教師データとして教育への活用、そして地域性がありますので、インバウンド向けに日本の価値を表すものとして非常に多くの価値があつて、それがまだまだ磨き上げられていなく、成功事例も出始めているものが共有されていなく、きっとその可能性としてはかなり多くのものが潜在的にあるのだろうなと思っております。より良質なデジタルアーカイブをかなり網羅性のあるネットワークとして、ジャパンサーチを中心としたネットワークを構築していったら、より巨大にしていくことが今後の目標になるのかなと思いますので、その中に私の中の知見なりが微力ながらも役立てればいいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○奈須野局長 どうもありがとうございます。

次に、数藤先生、お願いします。

○数藤構成員 弁護士の数藤でございます。先ほどの緒方さんと同じく、構成員としては今回から参加させていただいております。ふだんは文化施設でデジタルアーカイブの権利処理などのサポートをしております。その経験から今日は、権利情報に関する広報や周知についてコメントいたします。

資料2の4ページには、活動方針として「権利情報の付与及び商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化」が挙げられております。この点は実務的には、デジタルアーカイブのコンテンツを公開する際に、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやライツ・ステイトメント (Rights Statements) といった権利表記をつけることなどで実現していく話かと思われまふ。権利表記のやり方については、資料2の1ページ目にありますように、デジタルアーカイブジャパン推進委員会／実務者検討委員会による2019年の「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」や、昨年2023年の「『デジタルアーカイブ活動』のためのガイドライン」などにおいて、かなり具体的に示されていたところではあります。

ただ、私が様々な文化施設で現場の声を聞いておりますと、例えばクリエイティブ・コモンズのマークの使い方が十分に分かっていないケースや、そもそも資料の著作権と所有権などの権利の違いが十分に把握されていないケースも見られます。これは、ジャパンサーチの「つなぎ役」のその先の個々の現場、特に零細な施設などでしばしばお見かけするところではあります。

その原因の一つとしては、恐らく、先ほど述べましたガイドラインで書かれているような権利表記の具体的な方法が、まだ現場には十分に行き渡っていない点があるかと思ひます。私も自分の仕事で接するいくつかの施設では、これらのガイドラインを現場の方に御紹介しておりますが、今回の知的財産推進計画2023では、地域の文化的資源のデジタル

アーカイブとの連携に留意すると書かれていたり、また今回の資料2の11ページの「地域」の項目も目を引くところです。「地域」ということは、全国各地の零細の機関も含めた様々な文化施設において、デジタルアーカイブを公開する際に権利表記を付けることも想定されているかと思しますので、権利表記については、各現場に行き渡らせるための広報や周知などが引き続きなされるべきかと思ったところです。

私からは以上です。

○奈須野局長 どうもありがとうございます。

ジャパンサーチでは、メタデータはあるのですが、全てが最終的なコンテンツに到達できるわけではなくて、今後、できる限りコンテンツに到達できる割合を高めていこうという方向性を目指していきたいと思っています。そのときに、今、御指摘のあった権利処理情報や、商用コンテンツなどの場合は特に問題になるわけですが、こういったところをしっかりと押さえていくことが重要ではないかと思っております。どうもありがとうございます。

続きまして、もう一回になりますけれども、山崎先生、よろしいでしょうか。

○山崎構成員 分かりました。私からは3つの点についてお話をしたいと思っています。

1点目は、過去の経緯です。それから、現在の様子が2点目。それから課題ということで3つお話ししたいと思います。

最初に過去の経緯ですが、私自身はもう30年ほど関わっているということをお話ししましたけれども、もともとは国立国会図書館とIPAで行った実証実験の頃から関わりまして、この当時、まだISDNの回線があったのですけれども、1ページの画像が出るのに30分とか20分かかったという時代でした。今は全く違う状況ですね。その後、国立国会図書館にも一時勤務しましたので、電子情報の中長期保存、それから近代デジタルについても関わっておりました。

もともとこの時代というのはデジタルアーカイブという用語自体がなかった。日本でつくった造語なので、エレクトリアビリとか、デジタルアビリという言葉が普及していた頃ですが、デジタルアーカイブという言葉自体も社会の中では知られていなかった頃です。

ただ、2点目の現在というところに移りますと、デジタルアーカイブという言葉は非常に普及されたと思っております。私自身は今、地方自治体などのデジタルアーカイブ構築のお手伝いをすることがとても多いのですけれども、先月も石川県と大阪市で公開シンポジウムを行いました。石川県の場合は内閣府で行ったデジタルアワードの実証機関に集まっていたいて、いろいろな情報を一般の県民や関係者にお話しすることができました。

その中で特に質問や関心があったというところは、石川県の場合は特に災害がありましたので、やはり防災というのとデジタルアーカイブがどう関わっていくかということについて意見がありましたし、質問もありました。それから、観光ですね。インバウンドの問題もありますけれども、観光というのが単に観光ガイドだけではなく、もっと幅広い状態になっている。特に外国人というのは新しいところに行きたがるので、そういうものはデ

デジタルアーカイブが非常に有効で、いろいろなところを紹介することもできるというのが2点目であります。

それから、3つ目の活用事例として、教育です。これはもちろんGIGAスクール構想という背景もありますが、今の地域の学校では、小中高全てですけれども、地域学習というのがすごく重視されて、それを多角的に勉強するという形を取っていますので、地域の資料が足りていないのですね。全国的な情報というのは教科書会社でもつくってくれますが、地域の情報というのはなかなか出版することも難しいので、その際にデジタルアーカイブというのは非常に有効だということになります。非常にこれも関心が高いのですが、現状としてはなかなかこの部分をどうやってつくるかという話が難しい点があります。

それから、ジャパンサーチについては思っている以上に知られています。私は特に図書館の世界におりますので、図書館の世界においてジャパンサーチを知らないという方は、今はほぼいなくなったという状況です。この点はやはりジャパンサーチという機能がとても強力で、様々なコンテンツを集めているということから魅力を感じるという意見がありました。

それから3点目の課題ですが、これはたくさんあります。まず一つは人材育成です。この人材育成というのは永久の課題でもありますけれども、特に地方機関ですと、人材を育成してもそれが異動してしまうという問題があるので、一人の人間を育てればよいということにはならず、複数の人材を育成するということが必要になるということです。その育成する場というのもなかなか難しく、資格制度がいいのか、研修がいいのか、そういう情報を流すガイドラインを読むのがいいのか、いろいろあると思うのですけれども、なかなか有効打がないという状況です。

それからもう一つは継続性の観点ですが、このデジタルアーカイブというものがそもそも始まって20数年たっているわけですけれども、既に消滅の危機、あるいは消滅してしまったデジタルアーカイブというのがあります。これは特に民間団体などもそうなのですけれども、この部分をどう守っていくかということについて、自治体がやるのか、あるいは国がそういうところに手を差し伸べるかということもいろいろあると思うのですけれども、せっかく作ったコンテンツが埋もれてしまったり消えてしまうというのは大きな問題かと思っております。ここは何とか考えていかななくては行けない。

それから、リアル資料を捨ててしまう例も出てきております。デジタル化することによって、必ずしもそれが万全なものではないわけで、質の問題もありますので、そう考えると、リアル資料というものをしっかり保存しつつ、それからデジタル化も図る。デジタル化という意味は活用面がとても大きいわけですから、あまり保存と捉えてしまうことは少し危険性があるのかなと思います。デジタル情報の長期的な保存というのは結構技術的に難しい面があるということですね。

それから最後の課題としては、何人かの方がおっしゃったように広報問題というのがあって、この広報というのは簡単ではない。私自身もこの前の会議である実務者会議にずっと

と勤めておりましたが、その前の知のアーカイブ研究会もやっておりましたが、その頃からガイドラインというのを国は作っているのですね。これは結構なレベルのもので、読むとよく分かるのですが、実際に私がいろいろな地方自治体を訪ねてこれをちゃんと読んだ方にはあまり会ったことがないのですね。ですから、いつも紹介してこれを読んでくださいと言うのですけれども、なかなかここの敷居が高いと感じています。人材育成とも絡んでくるのですけれども、ここをどうやって埋めていけばいいのかということについていつも悩むところです。

以上、3点についてお話ししました。

○奈須野局長 どうもありがとうございます。

それでは、次にお役所のほうからお話をいただきたいと思います。順序は構成員名簿の順序に従ってお願いしたいと思います。

まず、内閣府大臣官房審議官の原審議官、お願いします。

○原審議官 内閣府大臣官房審議官の原でございます。本日は国立公文書館を所管する立場からお話しさせていただきます。

国立公文書館におきましては、所蔵する資料のうち、令和4年度末の時点で約25%、約41万冊のデジタル化が完了しております。歴史的に重要な文書のうち、原本を利用させることで破損や汚損が生じるおそれが高い文書や、我が国の歴史・文化・社会等について記録された文書のうち、積極的に一般の利用に供すべき文書から優先的にデジタル化を進めているところであります。

また、地方自治体の公文書館等を合わせた全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化を進めており、令和5年4月現在においてデジタルアーカイブの横断検索による連携先は27機関となっております。

国立公文書館におきましては、国立公文書館のデジタルアーカイブの充実、地方自治体の公文書館等からの求めに応じて技術支援などの取組を推進するとともに、ジャパンサーチに対して、SNSを通じた周知やデータ連携を行うなどの対応を行ってきております。

今後もデジタルアーカイブ社会の実現に向けて、国立公文書館としても積極的に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次は同じ内閣府ですが、科学技術・イノベーション推進事務局の坂本審議官、お願いします。

○坂本審議官 科学技術・イノベーション推進事務局審議官の坂本です。我々科学技術・イノベーション推進事務局としましても、本日の議題に挙げられている様々な分野のデジタルアーカイブの構築、あるいは接続によって創造的・創作的な活動を推進することというのは非常に重要なテーマで、これは国際的にも重要なテーマになっていると認識しております。科学技術の分野でもこのような議論は活発に行われてございます。例えば昨年

のG7仙台科学技術大臣会合、同共同声明等においても、研究データの管理・利活用、あるいは学术论文などの即時オープンアクセスの支援を含むオープンサイエンスの推進というものが盛り込まれたところでございます。

科学技術分野のデータマネジメントにつきましては、研究データについて、管理対象データの範囲の特定やメタデータの付与、機関リポジトリ等への管理対象データの収載といったものについて、研究開発を行う機関あるいは公募型の研究資金を通じて行うとか様々な研究分野でデータプラットフォームがつくられていくといった活動が行われているわけですが、それを中核的なプラットフォームである情報学研究所の研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）において統合的に検索することができるようにしていくという形で、この研究データ基盤システムの構築が進められているところでございます。

実際に幾つかの大型プロジェクト、例えばムーンショット型研究開発制度では、1,000件を超えるメタデータが既に蓄積されておりまして、この経験を次期SIP、あるいは他の公募型研究費にも展開していくという状況になっているところでございます。学术论文等の即時オープンアクセスについては、先ほどのG7の共同声明を受けて、本年2月に学术论文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針を統合イノベーション戦略推進会議において決定したところでございます。

実際にこういった動きをどんどん分野間を超えて連携を進めていくということで、現在進められている新しいSIPの一つ前のSIP、第2期ですけれども、分野間のデータ連携基盤技術というものを我々科学技術・イノベーション推進事務局のSIP事業の中で開発いたしました。この技術は、一般社団法人データ社会推進協議会の「DATA-EX」に活用され、社会実装が進められております。このようにDATA-EXも活用しつつ構築されている研究データの基盤システムとデジタルアーカイブ推進の取組との連携を我々としても積極的に進めさせていただければと思います。

以上です。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次に、デジタル庁の蓮井審議官、お願いします。

○蓮井審議官 デジタル庁でございます。

デジタルアーカイブの拡充・利活用の一層の促進に当たり、関係省庁、機関等が協力・連携し、取組を進めていく非常に重要な取組だと思っております。デジタル庁では、行政機関が保有するデータにつきまして、ベース・レジストリ、公的なデータベースの整備につきまして、今通常国会に法案を出す予定でございまして、その中でベース・レジストリといえればデジタルアーカイブがデータベースになる場合ですけれども、こういったものにつきまして国の行政機関等が整備するための仕組みをつくるということに取り組んでいることに加えまして、特にデジタルアーカイブとして整備するものを含めた形で生成AIの学習に寄与するような政府保有データのオープン化の検討を、内閣府の科学技術イノベーション

推進事務局とも連携して、取り組もうとしているところでございます。これは昨年12月に「AI時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」というものを我々はお出しさせていただいているのですけれども、その中でも明示させていただいているところでございます。

先ほど来、デジタルアーカイブ政策とデジタル政策との連携やその重要性についての御指摘がございました。まさにこうしたサービス間の情報連携の在り方等もデジタル政策で取り組んでいるわけでございますけれども、この重要なテーマの一つとしてデジタルアーカイブというものをどのように続けていくのかということでございます。そういった観点からもデジタルアーカイブの拡充・利活用の一層の促進ということにデジタル政策の観点からも貢献してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○奈須野局長 ありがとうございます。

続いて、総務省の山碕審議官、お願いします。

○山碕審議官 総務省の山碕でございます。主に放送番組の関係でお話を申し上げます。

放送は、国民の知る自由を保障し、災害情報、地域情報などの社会の基本情報の共有、また、先ほどのお話しにもありましたが、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、多様な価値観に対する相互理解の促進といった役割を果たしてございます。

総務省といたしましても、放送番組・放送コンテンツのデジタルアーカイブにつきましては、こうした質の高いコンテンツを保存し、利活用を促進することができるという観点でも意義が大きいものと考えております。

現在、放送コンテンツのアーカイブ化の施策といたしましても、放送法に基づき指定された放送番組センターによる放送番組の収集・保存事業がございまして、この放送番組センターでは、放送番組の収集・保存を行っておりまして、その一部につきまして権利処理を行った後、施設等にて一般公開をしております。このほか、NHKにおきましても、過去の番組を活用する観点から、再放送以外に独自にアーカイブ施設を運営し、ポータルサイトを通じてアーカイブを提供する取組を実施しております。

他方、映像コンテンツの場合、比較的多様かつ大量の著作物等が利用されていることや、スポーツの放映権、肖像権などの処理が必要となること、また、放送事業者におきましてもネットでの動画配信に取り組んでおりまして、既存ビジネスへの影響についても考慮する必要などがございまして。

放送コンテンツのアーカイブ化を推進していく上で、総務省といたしましてもこうした実情を踏まえ、関係の皆様と協力しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次に、文部科学省の豊岡審議官、お願いします。

○豊岡審議官 文部科学省の豊岡でございます。よろしくお願いたします。

デジタルアーカイブに関しましては、かねて文化庁が主に関わってまいりましたけれども、文部科学省としましては、大学共同利用機関法人でございます人間文化研究機構が運営しておりますポータルサイトの「nihuBridge」の運用を支援してきております。今、申し上げた「nihuBridge」といいますのが6つの機関の情報を集約しているのですけれども、その6つの機関といいますが、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館といったことで、これらの歴史や民族、国文学といった人文学に関する情報を広く発信しております。約560万件のデータということでございます。

引き続き、デジタル・ヒューマニティーズの促進やデータ駆動型の研究等の取組を通じまして、保有しているデータやアクセス可能なコンテンツの数の拡大を図りまして、研究者の皆さん方などからの利活用の促進を進めますとともに、ジャパンサーチとの連携拡大を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、内閣府をはじめとした関係府省庁、関係機関と連携しながら、デジタルアーカイブの拡充と利活用の促進の両面を推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○奈須野局長 ありがとうございます。

続きまして、文化庁の中原文化戦略官、お願いします。

○中原文化戦略官 文化庁におきましては、政府全体で目指すデジタルアーカイブ化のうち、文化芸術のデジタルアーカイブ化に取り組んでいるところでございます。現在、国立の博物館・美術館における所蔵品のデジタルアーカイブ化とその公開など、主要な事業を進めているところでございます。

課題としましては、各博物館、それから美術館の現場に必要な設備や専門的人材が必ずしも十分ではない中で、デジタルアーカイブの拡充というものをどのように効率よく進めていくかという点、あるいはいわゆるアーカイブ化の対象となる主体といいますが、文化芸術の担い手、あるいは文化財の所有者、それからデジタルアーカイブ利用の恩恵を受ける主体、すなわち鑑賞者となる皆さんが異なるということを踏まえまして、関係者の理解というものをどのように得ていくかという点、それから3Dスキャンなどの技術の発展に伴いまして、デジタルアーカイブの質というのをどこまで求め、どのように高めていくかといった点がございます。こうした課題の対処について、関係の皆様のお知見を頂戴しながら、また連携して取り組んでまいりたいと思っております。

そして、令和5年の著作権法改正によって導入されることになった新しい裁定制度につきましては、令和8年春頃までの施行に向けて、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次に、経済産業省の牛山審議官、お願いします。

○牛山審議官 経済産業省の牛山でございます。私からは、経済産業省におきますデジタルアーカイブ関係の取組について発言させていただきます。

経済産業省では、コンテンツ産業を所管・振興する立場から、外部事業者による映画、漫画等の商用コンテンツのメタデータのデータベース化の取組を促してまいりました。具体的には、平成27年度補正予算事業におきまして、特定非営利活動法人映像産業振興機構、いわゆるVIP0に委託いたしまして、Japan Content Catalog (JACC) データベースを構築しまして、その後は当該機構等の外部事業者が主体となってこちらを継続的に運用されております。

本データベースでは、キーワードによってジャンル横断で検索した上、様々なジャンルのコンテンツの基本情報や問合せ窓口などの権利者に関する情報を確認することが可能となっております。また、海外バイヤー等からのアクセスも念頭に置いており、現在、日本語のみならず、英語と、一部ですが中国語にも対応いたしております。

経済産業省としましては、このような民間事業者が主体的に行っている取組を促していくという観点で、資料にお示しいただいております推進の方向性、理念と活動方針などにのっとりつつ、関係省庁と連携の上、引き続きデジタルアーカイブの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上になります。

○奈須野局長 ありがとうございます。

次に、観光庁の石塚審議官、お願いします。

○石塚審議官 ありがとうございます。観光庁の石塚でございます。

観光につきましては、成長戦略の柱、地方創生の切り札でありまして、観光庁では昨年3月に閣議決定された第4次観光立国推進基本計画に基づきまして、地域の社会経済の好循環を生む持続可能な観光地域づくり戦略ということで、全国各地で推進しております。

この中で、観光庁におきましては、観光分野におけるデジタルコンテンツの拡充に向けまして、これまで全国の観光地情報を集約する全国観光情報データベースの機能充実を図るなど、プロモーションなどにおける観光地・観光産業のデジタルコンテンツの利活用を推進してまいりました。

本懇談会の理念に掲げられた記録・記憶の継承と再構築、コミュニティーを支える共通知識基盤、新たな社会ネットワークの形成の最大化は、新たな知の創出、文化の保存・継続・発展を通じまして、国内外への情報発信を促進するなど、観光をはじめ様々な分野への利活用が見込まれると理解しております。

そのため、観光庁といたしましては、本懇談会の方向性を踏まえまして、デジタルアーカイブの拡充・継続性の観点では全国観光情報データベース等のさらなる拡充を進めてまいりたいと思っております。

また、発展性の観点では、先ほどお話もありましたけれども、インバウンドや国内の旅行者に向けた日本各地の魅力発信に向けて、持続可能な観光、消費額の拡大、地方誘客促

進をキーワードといたしまして、国や地域ごとのニーズを踏まえた効果的なプロモーションなどを推進していきたいと思っております。

本懇談会での議論を通じまして、皆様のお力もお借りしながら、観光庁ではデジタルアーカイブの拡充、利活用の一層の促進及びアーカイブ化された多様なコンテンツ資産の活用による新たな価値創造の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○奈須野局長 ありがとうございます。

順序的には最後になりますけれども、国立国会図書館には政府ではなくて立法府ということで、この懇談会においては幹事役というのをお願いしております。国立国会図書館の木目沢副部長、お願いします。

○木目沢副部長 国立国会図書館の電子情報部副部長の木目沢と申します。

国立国会図書館は、我が国のデジタルアーカイブの分野横断プラットフォームであるジャパンサーチのシステム開発と運用、連携実務を担当しており、また、書籍等分野のつなぎ役として全国の公共図書館や大学図書館等のデジタルアーカイブ連携を促進する役割を担っております。

さて、今年度、ジャパンサーチは着実に連携先を拡大し、3月1日現在、先ほどの資料2の数字から、さらに増えておりました。新たにつなぎ役機関が9機関、データベースが25増えまして、現在、48の連携機関、227のデータベース、約3000万件のデータと連携しています。先ほども言及がありましたが、特に地域のデジタルアーカイブ機関との連携が増えております。

デジタルアーカイブの活用においても取組は広がりを見せております。防災学習を含む教育での活用をはじめ、地域の文化財を紹介するイベント、博物館・美術館の電子展示など、ジャパンサーチの機能を使ってデジタルアーカイブが様々な場面で活用されています。

国立国会図書館といたしましては、内閣府知的財産戦略推進事務局をはじめ関係府省と協力し、デジタルアーカイブの活用促進における課題を受け止めつつ、デジタルアーカイブと一層の連携・拡充・利活用の促進に努めたいと存じます。

また、書籍等分野のつなぎ役としましては、国立国会図書館サーチと全国の図書館のデジタルアーカイブとの連携を促進し、国立国会図書館サーチを通じたジャパンサーチとの連携、コンテンツも拡充してまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○奈須野局長 ありがとうございます。

これをもって懇談会のメンバーの方を一巡いたしました。このほかに何か言い忘れたこととか、ほかの方のコメントを聞いてそういえばこういうことがあるなというのがございましたら、御発言いただきたいのですけれども、どうでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございました。

それでは、今日の議事としてはこの辺りにしたいと思います。

お手元に資料3があると思いますが、資料3は資料2で示していたこの懇談会の理念・活動方針を抜き書きしたものです。今日はこの懇談会として資料3にある理念・活動方針を進めていくということで大きな御異論はなかったと思っております。この方向で進めていくということで御了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

(3) その他

○事務局（白鳥参事官） 本日は誠にありがとうございました。

本日御確認をいただきました方向で、デジタルアーカイブの推進に関する検討会において、中長期目標をはじめとして各種の検討課題について検討を進めていくこととしたいと思っております。

なお、中長期目標の案につきましては、検討会で案を策定の後にこちらの懇談会で御承認をいただくべく、ご検討をお願いしたいと考えております。そのための会議につきましては、4月頃を目途に持ち回りの開催ということで想定をしております。改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

○奈須野局長 それでは、これにて本日の会合を閉会いたします。御多用のところ、御参画いただきましてありがとうございました。

以上